



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 廣岡 哲也
(コード番号：3284 東証第1部)
問 い 合 わ せ 先 専務取締役 管理本部長 伊久間 努
電 話 番 号 03 - 3287 - 0704

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 25 日開催予定の当社第 3 期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更議案について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 平成25年4月に行った持株会社体制への変更以降、事業会社ごとに専門分野の業務を執り行っておりますが、投資家の皆様に、当社グループ全体として取り組んでいる事業内容を網羅的に把握していただくことを目的に、各事業会社の定款に記載している事業目的を集約し、当社の定款第2条に追加記載することといたしました。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割をより発揮できるよう、現行定款第29条及び第40条の一部を変更するものです。

なお、定款第29条の変更に関する議案を本株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ています。

(定款第33条の変更は、上記改正による引用条文の項番号変更であります。)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成28年6月25日

定款変更の効力発生予定日 平成28年6月25日

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条(目的) (条文省略)	第2条(目的) (現行通り)
<u>3</u> 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務	<u>3</u> 建築及び土木工事の企画、設計、施工、監理、請負及びコンサルティングに関する業務
<u>4</u> 建築及び土木工事の企画、設計、施工、監理、請負及びコンサルティングに関する業務	<u>4</u> 建物の解体工事
<u>5</u> 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販売、その代理、仲介及び輸出入に関する業務	<u>5</u> 建築物の内外装工事及び設備工事
<u>6</u> サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営及び管理に関する業務	<u>6</u> 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販売、その代理、仲介及び輸出入に関する業務
<u>7</u> 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防サービス事業に関する業務	<u>7</u> サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営及び管理に関する業務
<u>8</u> 発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、販売に関する業務	<u>8</u> 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防サービス事業に関する業務
<u>9</u> 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業に関する業務	<u>9</u> 発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、販売に関する業務
<u>10</u> 警備業法に基づく警備業に関する業務	<u>10</u> 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業に関する業務
<u>11</u> 各種スポーツ教室、行事の実施運営及び体育施設等の管理運営受託に関する業務	<u>11</u> <u>ホテル、その他宿泊施設等の企画、運営、管理、経営及びコンサルティングに関する業務</u>
<u>12</u> 引越しの請負に関する業務	<u>12</u> 警備業法に基づく警備業に関する業務
<u>13</u> シャトルバス運行に付随する定期券・回数券等の発行業務及び事務代行業務	<u>13</u> <u>体育、スポーツクラブの管理運営及びその企画、開発の請負に関する業務</u>
<u>14</u> 生活用品、食料品等の宅配サービス業務	<u>14</u> <u>体育、スポーツに関する出版及び指導者の育成に関する業務</u>
<u>15</u> 有価証券の取得、保有及び処分に関する業務	<u>15</u> 各種スポーツ教室、行事の実施運営及び体育施設等の管理運営受託に関する業務

<p><u>1 6</u> 投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務</p>	<p><u>1 6</u> 体育遊戯機器の輸出入、販売、並びに賃貸業務</p>
<p><u>1 7</u> 経営コンサルティング業務</p>	<p><u>1 7</u> 開発事業、公共施設等の企画、設計、管理、運営業務</p>
<p><u>1 8</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p><u>1 8</u> 再開発事業の企画、設計、管理、運営業務</p> <p><u>1 9</u> 企業等再生支援業務</p> <p><u>2 0</u> 大、中、小規模小売店舗の企画、設計、運営業務</p> <p><u>2 1</u> 引越しの請負に関する業務</p> <p><u>2 2</u> シャトルバス運行に付随する定期券・回数券等の発行業務及び事務代行業務</p> <p><u>2 3</u> 飲食店、喫茶店の経営に関する業務</p> <p><u>2 4</u> 食料品、飲料水、菓子類、衣料用繊維製品、スポーツ用品の販売に関する業務</p> <p><u>2 5</u> 生活用品、食料品等の宅配サービス業務</p> <p><u>2 6</u> 有価証券の取得、保有及び処分に関する業務</p> <p><u>2 7</u> 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p><u>2 8</u> 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業</p> <p><u>2 9</u> コンピューターのハードウェア及びソフトウェアのリース並びに販売</p> <p><u>3 0</u> ビデオ、コンパクトディスク、ゲーム等の企画、製作、販売に関する業務</p> <p><u>3 1</u> 投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務</p> <p><u>3 2</u> 経営コンサルティング業務</p> <p><u>3 3</u> 学習塾の経営に関する業務</p> <p><u>3 4</u> イベントの企画、運営に関する業務</p> <p><u>3 5</u> 広告宣伝、出版の企画、制作、販売及び代理業務</p> <p><u>3 6</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>

<p>第29条（取締役の責任免除） （条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第29条（取締役の責任免除） （現行通り）</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第33条（監査役の任期） （条文省略）</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第33条（監査役の任期） （条文省略）</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>第40条（監査役の責任免除） （条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第40条（監査役の責任免除） （現行通り）</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p>

以上